

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変への対応について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の失業、倒産や深刻な経営悪化等の家計急変により、生徒が就学又は修学継続が困難となった場合において、就学機会確保のため授業料減免措置や貸与型奨学金を行っています。

学校でも、家計急変時には学校納付金の納入時期変更で対応いたします。

御相談等ありましたら、事務室まで御連絡をお願いいたします。